

平成24年度包括外部監査指摘事項一覧（確定版）

連番	局名	指摘先	税目等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H25 改善内容要旨	備考
1	資産統括局	市民税課	個人市民税	58	結果	課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて	調査した9件のうち4件は本来の申発区分とは異なる区分となっていた。課税対象者を公平かつ網羅的に把握する観点から課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、定期的に見直しを行う必要がある。	○	<p>通常、市申告書発送区分(以下、「申発区分」という。)の変更については、従前の課税状況と当該年度の課税状況に相違が生じている場合、その課税状況に適合した申発区分に変更している。この作業は、担当者が実務の過程で個別に判断し変更しており、一旦変更したものは人手で次の変更処理をしない限りその状況が継続されるため、納税義務者の更なる変化に対応できずに本来あるべき申発区分への変更がなされていないケースが少なからずある。そこで、今後は通常の変更作業に加え、特に申発区分「9」については、申告納税義務者を逸失することのないよう一定時期に一齐に申発区分の見直し作業を集中的に行い、不適切な申発区分の振り付けを抑制し、本来課税すべき納税者への納税勧奨を行っていく。平成25年度においては、申発区分「9」のデータを抽出し、課税実績や申告資料区分等と突合せ、本来あるべき申発区分に変更した。この処理についても上位者がチェックを行ったことで、正確性の確保が図られたと考える。</p> <p>(参考)申発区分とは 当初申告書発送、再申告書発送及び所得調査の対象者を管理するために税務システムで振り付けている区分である。</p> <p>(申発区分の種類) 0 特記事項なし 1 当初発送 2 再申告時点で課税がない場合発送 3 本人の希望により当初から発送 6 未申告者につき再申告書発送対象 7 基礎控除以下につき申告義務なし 8 転居先不明等につき発送対象外 9 発送不可</p>	改善済
2	資産統括局	市民税課	個人市民税	62	結果	担当職員の所得調査未実施と所得調査票の管理体制について	<p>所得調査の実施状況及び所得調査票の保管状況を調べたところ、調査終了後に各担当職員から回収し一括保管すべき所得調査票綴りのうち職員2名分が保管されていないことが判明した。</p> <p>職員甲の担当案件32件については、所得調査は実施され、所定の上位者の承認を得ていたものの、調査後の所得調査票綴りを職員甲が個人で保管していた。職員乙の担当案件31件については、所得調査への着手が遅れたため、結果的に実施されることなく終了となった。またその後、所得調査票綴りも個人で保管していたことも問題であった。</p> <p>市民税課として全ての調査対象案件について調査の実施状況をフォローするべきであり、最低限各担当職員から結果報告を受け所得調査票綴りを回収した際に、所得調査分担一覧を利用して回収済みを行う等の管理を実施すべきである。</p>	○	<p>職員乙の担当案件31件については、所得調査を実施した。所得調査票綴りについては職員甲の所得調査票綴りとあわせ、全件所得調査分担表を目次とした1冊の綴りとし一括保管を行った。</p> <p>調査後の所得調査票綴りについて、上位者の承認を得る際、上位者において、所得調査分担一覧を利用して回収済みを行い未提出の職員には、進捗状況等を確認した。また、最終の実施報告決裁を起案する際、担当者から回収した所得調査票綴りを、全件所得調査分担表を目次とした1冊の綴りとして再度添付することとし、未実施と回収漏れを防いでいくこととした。</p>	改善済
3	資産統括局	市民税課	個人市民税	63	結果	所得調査実施の徹底について	<p>担当者ごとの所得調査票綴りを閲覧したところ、調査記録欄に空白が目立ち、調査が十分にできていないと読みとれる綴りが多数見受けられた。</p> <p>また、このような案件について上位者は、再調査や追加調査の指示を特に行っていない。</p> <p>所得調査票の記載項目、記載内容には担当職員により大きな個人差があり、調査範囲やその深度についても調査要領で想定している一定水準を維持できているとは考えにくい。</p> <p>そのため調査水準の維持及び所得調査票の記載項目・記載内容の統一化が図られるように職員へ要領の周知徹底を行うとともに、上位者は担当職員の調査内容をモニタリングし、必要に応じて追加調査を指示することが求められる。</p>	○	<p>平成25年度から、担当者ごとに調査の深度について差異が生じないよう、規範となる職員の所得調査票などを見本として例示し、記載項目・記載内容の統一化が図られるように、要領の周知徹底を行った。</p> <p>また、調査後の所得調査票綴りを上位者の承認を得る際に、上位者において、調査要領で想定している一定水準に達せず、調査が十分にできていないと判断した場合は、再調査や追加調査の指示を行った。</p>	改善済
4	資産統括局	市民税課	個人市民税	65	結果	給報提出義務者の継続的な捕捉について	<p>サンプル調査の結果、平成22年度に給報を提出している事業所の平成23年度の給報提出漏れが2件判明した。</p> <p>所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際、事業所へ問い合わせを行う等他の当初課税事務と連携し納税義務者を捕捉する手段を検討すべきである。</p>	○	<p>所得調査で前年度給報により捕捉していた納税者に対する調査を行う際、関係事業所へも問い合わせを行うようにとの指摘についてはすでに実施しているところである(所得調査事務処理要領に記載されている。)。未申告者に納税義務者に申告指導を行うとともに、事業所へも給報提出指導を行い、その事業所が雇用する他の納税義務者の捕捉にも努めている。しかし、サンプル調査の結果、所得調査が事務処理要領の記載どおりに行われず給報の提出漏れが現にあったことから、事務処理要領の再度周知徹底を行うとともに、上位者によるチェック機能の強化を図った。</p> <p>また、これまでの給報未提出事業所への調査は、特別徴収を実施している事業所のみを対象とし、普通徴収を行っている事業所については事業所データを保有していないことから対象外となっていたが、平成25年度分の当初申告分より、源泉徴収票を持参した申告者の申告書に『給報提出指導要』の判子を押し処理をし、源泉徴収票に記載されている給与支払者(事業所)が当該年度給報未提出であった場合には、例年実施している「給報未提出義務者実態調査」とは別に、その都度(申告者を含めた従業員すべての)給報提出指導を行うこととした。この新たな取組により、普通徴収実施事業所へもアプローチが可能となり、より一層の課税客体の捕捉及び課税の公平性の確保が高まるようになる。</p> <p>(参考)給報とは 給与支払報告書のことであり、前年1月1日から12月31日までの間、事業所等が給与を支払った場合、支給した事業所が支給した者の1月1日に居住する市町村に提出しなければならない。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査指摘事項一覧（確定版）

連番	局名	指摘先	税目等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H25 改善内容要旨	備考
5	資産統括局	市民税課	法人市民税	82	結果	設立届が提出されていない25社について、電話番号、ホームページの開設等を調査し、事業実施の可能性を調査した。8社について事業実施の可能性があり、うち2社については、明らかに営業行為を行っていることが判明したため、法人市民税の賦課漏れが生じていると考えられる。今後同様の事態を生じさせないためにも、設立届の提出を継続して働き掛けるとともに情報収集に努め、必要に応じて訪問等の実態調査を行うことが必要である。			指摘後、設立届未提出法人について、平成25年度から税務署、県税事務所において申告の有無について調査を行っている。今後、電話、ホームページ等の確認に加え、必要に応じて現地調査等を行うこととしている。上記8社については、設立届・確定申告済4社、提出指導中・届出待ちが3社、所在確認が取れない1社について、それぞれ調査中となっている。	未改善
6	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	98	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について【調査結果の保管について】	平成23年度における各地区担当者の調査状況の結果リストの閲覧を求めたところ、調査状況の結果リストを保管していたのは15地区担当者中1担当者のみであった。これらの調査結果は課税の根拠となる基礎資料であり、少なくとも税の時効消滅期間である5年間は保管しておくべきものである。アンマッチリストに基づき適切に現地調査等の業務を遂行していることを示すためにも、また、当年度の調査結果を翌年度以降の調査等の参考にし、業務の効率化を図るためにも保管する必要がある。なお、受託者により提出されたアンマッチリスト(処理状況記載前)についても、平成23年度及び平成24年度のデータのみ保存されており、それ以前のデータは廃棄されていたが、これについても調査等の根拠データとして一定期間保存する必要がある。	○	アンマッチリストについては、平成25年度から、地区担当者ごとに分割し、調査結果及び処理状況を記載して担当係長の確認を受けた書類と、これらをまとめた電子データを5年間保管することとした。また、受託者から提出された処理状況等記載前のアンマッチリストについても、電子データを5年間保管することとした。	改善済
7	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	99	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について【アンマッチリストの処理状況及び上位者のモニタリングについて】	アンマッチリストによる調査方法についてのマニュアル等が定められていない。調査結果が保管されていた1地区のアンマッチリストにおいても、処理状況欄が空欄になっている箇所が見えられ、また「要調査」と記載されたまま調査を進行していないものもあった。これら「要調査」と記載されていたものについて、市に調査を依頼したところ、課税漏れが1件発見された。アンマッチリストの情報について適時に漏れなく調査を実施し、適切な課税をすることが確保できるよう、マニュアル等を整備し、上位者のモニタリングの体制を構築する必要がある。		アンマッチリストの処理方法については、平成25年度から、リストを地区担当者ごとに分割し、各担当者が調査結果を記載したリストを各担当係長が確認するとともに、全ての処理結果を取りまとめて課長に報告することで、処理漏れの防止を図ることとした。また、処理期限を5月から6月と期間を定めて集中的に取り組むことで、早期にアンマッチを解消するとともに、要調査案件の処理について担当係長が網羅的に進行管理することとした。なお、今回の処理結果を踏まえ、処理状況の記載方法など事務処理手続きについて、さらに統一化を図るため、来年度の処理時期までにアンマッチリストの処理マニュアルを作成する予定である。	未改善
8	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	101	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について【現地調査の判明事項】	2年連続してアンマッチとして記載されている家屋から数件抽出し、現地調査を実施した結果、課税漏れ及び課税誤り(減失処理漏れ)が発見された。アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。	○	現地調査で判明した課税漏れや課税誤りについては、平成24年度中に全て修正し、適正な課税に改めた。なお、平成25年度から、アンマッチリストの処理については、5月から6月にかけて現地調査を含めたアンマッチの解消に取り組む、その各担当者の処理状況を各担当係長が確認し、全ての処理結果を課長に報告することで処理漏れを防ぐとともに、要調査案件の処理について担当係長が網羅的に進行管理するよう改善を図った。	改善済
9	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	102	結果	航空写真撮影業務等の委託業務結果（アンマッチリスト）の利用について【現地調査対象としなかった2期連続アンマッチの調査結果】	2年連続してアンマッチとして記載されている家屋のうち、現地調査対象としなかったものについて、市に調査を依頼した結果、課税漏れ及び課税誤り(減失処理漏れ)が発見された。また、法人の工場内等のため簡便な調査しか行われていないものがあるが、今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。さらに、非課税物件について受託者に伝達していないことからアンマッチとなっているものがあつたが、適時に伝達する必要がある。		今回の調査で判明した課税漏れや減失漏れについては、平成24年度中に全て修正し、適正な課税に改めた。また、大規模工場内のアンマッチについては、今後、計画的に現地調査を行い、その解消を図る予定である。さらに、アンマッチリストの調査においては、平成25年度から、非課税物件であることが判明したのについては、図面の修正をもれなく確実に受託業者へ伝達する予定である。	未改善
10	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	107	結果	過年度課税について	課税の公平性の観点から問題があるといえる。増築時期等が不明であるなど遡及する賦課時期の根拠がない場合は、遡及による課税が困難であることは理解できるが、根拠が得られる場合は遡及して課税すべきである。		過年度課税については、地方税法に基づく対応を徹底していくが、長期にわたって課税誤りとなっていたもの等については、賦課時期の根拠があつたとしても、信義誠実の原則の観点から、遡及課税の正当性を担保できない可能性もあるため、現在、法や判例などを研究し、遡及課税すべきものの範囲について検討を行っているところである。	未改善
11	資産統括局	資産税課	固定資産税・都市計画税	110	結果	減免について【減免申請書の不備について】	公衆浴場の固定資産税の減免について、課税システムの減免リストを母集団として減免申請書の入手状況を確認したところ、1件について減免申請書がなかった。減免申請書がなく減免することは適切ではない。	○	指摘以後、減免適用にかかる申請主義を厳格に適用することとし、平成25年度課税における減免適用については、減免申請書の提出に基づいて入力処理をしている。	改善済
12	資産統括局	資産税課	事業所税	122	結果	事業所税の床面積と固定資産税システムの床面積の乖離について	市が未調査のものから6件抽出し調査したところ、1件申告漏れの可能性が極めて高いものがあつた。そのため1,000㎡以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。		指摘のあつた1,000㎡以下の乖離があるものについては、平成24年度において、800㎡以上1000㎡未満の乖離があるものを対象に調査を実施した。また、平成25年度には、600㎡以上800㎡未満の乖離があるものを対象とした調査を実施しており、今後も、調査対象とする乖離面積を段階的に引き下げて計画的に調査を実施する予定である。	未改善
13	資産統括局	資産税課	事業所税	127	結果	従業者割の従業者数調査について	実際の運用においては、人員不足の問題等から調査を行っていないが。例えば一定以上の従業者数や業種で絞込みを行うなど効果的かつ効率的な調査を実施すべきである。		従業者割の従業者数調査については、今回の監査で監査人からの依頼を受け、法人市民税の申告従業者が200人を超え、事業所税の従業者割の申告がされていない事業者を抽出して実施した結果、申告漏れが判明したものが無かつたものである。しかしながら、指摘のとおり調査の結果が一定期待できることから、調査の効果と効率性を考慮し、法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数に200人以上の乖離があるものを対象に調査を行う予定である。	未改善

平成24年度包括外部監査指摘事項一覧（確定版）

連番	局名	指摘先	税目等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H25 改善内容要旨	備考
14	資産統括局	市民税課	入湯税	137	結果	過少申告問題について	入湯税導入当初に特別徴収義務者と市職員との間で過少申告を行う合意をしたことは重大な問題ではあるが、当該問題が平成24年まで発覚しなかったことについて、①担当者の交代による引継ぎが適切に行われていなかったこと、②申告書の記載内容が正確かどうかの検証が行われていなかったことも問題であったと考えられる。特に②については、現地に赴き帳簿と申告入湯客数を突き合わせするなどの検証を行えば、今回の問題が発見できる可能性が高かったはずである。そのため、現地調査の実施を徹底すべきである。		入湯税問題の再発防止策については、資産統括局長を座長とする税務事務改革改善委員会を設置し、次のとおり対策を構築する。 ・懸案事項等について決裁措置による意思決定を徹底する ・懸案事項等の進捗状況等について局長以上の上位者への協議・報告をルール化する ・税務事務の総合マニュアル化による事務処理方法の共有・共通化を図る ・総合マニュアル化により懸案事項等の引継ぎ機能を高め、課題解決に向けた取り組みが組織として途絶えない仕組みを構築する また、現地調査については、年1回行うこととし、毎月の特徴義務者より提出される申告書・日報等の資料の確認を行うこととした。	未改善
15	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。 そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
16	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。		現在、全庁的な基幹システムの再構築の検討中であり、税務システム改修に合わせて延滞金の全体像を把握できるシステムをパッケージの仕様に取り入れていく予定である。	未改善
17	資産統括局	税務管理課	税システム	203	結果	パスワードの定期的な変更について	監査実施時に調査したところ、158個のユーザIDのうち105個のユーザIDのパスワードが初期設定のままであった。 全ての職員がパスワードを再設定しているか定期的に確認すべきである。	○	人事異動等に伴い、職員が税務総合システムへのアクセスに使うパスワードが初期化された時は、パスワードを初期値から変更するよう周知後、変更されていない者を抽出し確認できるようにした。 平成25年の状況 ・4月16日人事異動に伴い全ての職員のパスワードを初期化 ・同日、各サブシステム担当者に、4月17日以降に各自でパスワードを変更した上、管理徹底するよう周知 ・5月1日パスワードが初期設定より変更されていないユーザIDを調査ところ、239個のユーザIDのうち50個のユーザIDのパスワードが初期設定のままであった。 ・5月2日パスワードが初期設定より変更されていないユーザIDの各サブシステム担当者に再度各自でパスワードを変更した上、管理徹底するよう周知 ・5月10日までに各サブシステム担当者より変更完了の報告を受けた。	改善済
18	総務局	情報政策課	税システム	204	結果	データ保護対策実施状況の継続的な監視について	データ保護管理規程第4条において、データ保護管理者は所管課長によるデータ保護対策の実施状況を「継続的に」監視すると定められている。 しかし、システム導入時又は変更後の実施状況は各所管課において適切に保護対策を実施することが前提になっており、データ保護管理者により必ずしも確認されているわけではないことから、「継続的に」監視されているとはいえないと考えられる。 そのため、データ保護管理者は、例えば、チェックリストを所管課に定期的に配付して自主点検を効果的に実施させ継続的に監視する必要がある。		データ保護対策状況の継続的な監視については、情報政策課においてデータ保護対策についてのセルフチェックリストを作成し、24年度中にデータ保護管理者と協議を行った所管課に対し、25年度中を目処にセルフチェックリストを送付し、セルフチェックを実施してもらうことを予定している。 所管課においてセルフチェックを実施した後、セルフチェックシートの写しをデータ保護管理者に提出してもらい、これを定期的に実施していくことで、データ保護対策の状況について継続的に監視していく。	未改善

<措置通知の改善・対応状況>

18	【結果】
8	改善済
10	未改善

H23 包括外部監査における指摘事項の措置状況について【結果】

連番	局名	指摘先	財産番号	施設名称	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H25 改善内容要旨	備考
1	教育委員会	スポーツ振興課	971	本庁体育館	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機（以下「自販機」という。）の使用許可については、指摘どおり公募にする必要があると考えている。 今回指摘された自販機は、6箇所の体育館中に設置されている7台についてであるが、公募の方法として、個別に公募するのか、または全体で公募するのか、さらにそれ以外に設置する場所の有無など、（公財）尼崎市スポーツ振興事業団の意見も聞きながら、更なる効率性、経済性を実現するための仕様を決めるのにさらに時間を要することから、引き続き手法も含めて検討していく。	未改善
2	教育委員会	スポーツ振興課	972	小田体育館	結果					未改善
3	教育委員会	スポーツ振興課	973	大庄体育館	結果					未改善
4	教育委員会	スポーツ振興課	974	立花体育館	結果					未改善
5	教育委員会	スポーツ振興課	975	武庫体育館	結果					未改善
6	教育委員会	スポーツ振興課	976	園田体育館	結果					未改善

<措置通知の改善・対応状況>

6	【結果】
0	改善済
6	未改善

H2 2 包括外部監査における指摘事項の措置状況について【結果】

連番	局名	指摘先	財産番号	財産名称	番号	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H2 5 改善内容要旨	備考
1	市民協働局	園田地域振興センター	1182	富田福祉会館	①	結果	貸付契約書の不備について	貸付契約書に「借受資格変更の届出」の条項が記載されていない。	○	平成25年4月1日付け締結した土地使用賃借契約書の中に「借受資格変更の届出」に関する条項を記載した。	改善済
2	市民協働局	園田地域振興センター	1182	富田福祉会館	②	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、境界測定を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
3	市民協働局	園田地域振興センター	1968	瓦宮西園田福祉会館	②	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、合筆登記を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
4	こども青少年局	保育課	1364	(旧)竹谷保育所	①	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、公民館を所管する教育委員会に所管換えする必要がある。		指摘場所は、旧竹谷保育所2階にある旧中央公民館竹谷分館への専用外部階段の敷地部分であるが、2階の一部に保育所の部屋があり、この外部階段を保育所の避難経路としても活用していたことから、こども青少年局が所管していた。平成11年に当該保育所を民間移管した。この際に建物(保育所部分)を無償譲渡し、土地を無償貸与したが、指摘場所については、旧竹谷保育所と旧中央公民館竹谷分館の共有であり、引き続きこども青少年局が所管することとした。旧中央公民館竹谷分館については、平成25年度に閉館したことから、指摘場所を含めた敷地全体を普通財産として民間移管先の法人に無償貸与する予定である。	未改善
5	こども青少年局	保育課	1755	(旧)猪名寺保育所	①	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		所管換えについて河港・21世紀の森推進課と協議を行っているところであるが、一部不法占拠されている部分があるため、その対応を含め引き続き協議を進めていく。	未改善
6	都市整備局	住宅整備担当	1953	住宅政策課貸付地	①	結果	財産区分の変更について	当該用地については、貸付の実態がないにもかかわらず公有財産台帳上、貸付財産として管理されていることは現況と一致しておらず、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産—貸付」から「普通財産—その他」へ財産区分を変更すべきである。		平成24年12月に、市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、そのなかで、当該用地については、現入居者の移転先住宅として市営住宅を建設することとしており、今後、「普通財産—貸付」から「行政財産」へ財産区分の変更手続きを行う予定である。	未改善
7	都市整備局	戸ノ内開発事務所	1397	戸ノ内開発事務所公共用地	②	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-1631については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		当該土地を含め、整備した道路を所管換えするため、隣接する河川用地の管理者である兵庫県と境界協定をすべく申請を行ってきたが、同じ地区内において河川用地と民地間の土地所有権争いが起こっていることを理由に手続きが停滞している状況である。今後も早期に土地の所管換えを行えるよう、引続き兵庫県に対して境界協定に係る協議を継続する考えである。	未改善
10	都市整備局	市街地整備課	1725	開発部管理担当普通財産	②	結果	東灘波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東灘波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。		東灘波町5丁目450-1の土地については、県道(歩道)として供用されていることから、県との協議を図っていく。東園田町8丁目72-8の土地については、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う予定であったが、道路課と協議したところ、市道としての認定要件を具備していないことから、財産分類の変更は行わない。当該土地について現状に至った経緯等を再度検証し、今後の対応について検討していく。	未改善
12	都市整備局	市街地整備課	2202	再開発調整担当普通財産(東園田町8)	①	結果	財産区分の変更について	当該用地について、平成10年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登録されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。		東園田町8丁目71-6他6筆の土地については、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行うため、道路課と協議したところ、市道としての認定要件を具備していないことから、現在、財産分類の変更は行っていない状況である。当該用地について現状に至った経緯等を再度検証し、今後の対応について検討する。	未改善
18	都市整備局	公園課	借受	中央公園	①	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		賃借権を取得するという文言は、現時点の覚書や土地賃借契約書には記載されていないことから、賃借権を登記していないことは、瑕疵には当たらないと考えている。また地方自治法の逐条解説においては、法第238条第1項第4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」は、賃借権に該当しないという解釈がなされている。しかしながら、賃借権の登記については、本件指摘もことから、協議について検討していきたいと考えている。	未改善

<措置通知の改善・対応状況>

10	【結果】
1	改善済
9	未改善